

○大阪府市共同設置附属機関条例

平成二十四年十一月一日
大阪府条例第百五十七号

大阪府市共同設置附属機関条例を公布する。

大阪府市共同設置附属機関条例

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府及び大阪市が共同して設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他当該附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 府及び大阪市が共同して設置する知事の附属機関（その庶務を知事がつかさどるものに限る。）として、次の表に掲げる附属機関を置く。

名称	担任する事務
大阪府市医療戦略会議	府及び大阪市の医療及び保健に関する施策の在り方並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等についての調査審議に関する事務
大阪府市規制改革会議	府及び大阪市の成長戦略の推進及び大阪の産業の活性化等に資するための規制緩和及び制度の改善についての調査審議に関する事務

2 府及び大阪市が共同して設置する知事の附属機関（その庶務を大阪市長がつかさどるものに限る。）として、次の表に掲げる附属機関を置く。

名称	担任する事務
大阪府市新大学構想会議	府及び大阪市における公立大学の在り方についての調査審議に関する事務
大阪府市都市魅力戦略推進会議	府及び大阪市における都市の魅力の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府市エネルギー戦略会議	府及び大阪市のエネルギー戦略についての調査審議に関する事務

(報酬)

第三条 前条第一項の附属機関の委員等の報酬の額は、日額五万五千円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。

2 前条第二項の附属機関の委員等の報酬の額は、日額五万五千円を超えない範囲内において、府及び大阪市が協議して定める額とする。

3 第一項の報酬の額については、委員等の一月当たりの勤務日数が八日を超え、かつ、当該月の報酬の額の合計額が四十四万円又は四十三万二

千円を超える場合は、それぞれ四十四万円又は四十三万二千円を超えない範囲内において、月額で規則で定める額とする。

- 4 第二項の報酬の額については、委員等の一月当たりの勤務日数が八日を超え、かつ、当該月の報酬の額の合計額が四十四万円又は四十三万二千円を超える場合は、それぞれ四十四万円又は四十三万二千円を超えない範囲内において、府及び大阪市が協議して月額で定める額とする。

(費用弁償)

第四条 第二条第一項の附属機関の委員等の費用弁償の額は、府又は大阪市の常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、規則で定める額とする。

- 2 第二条第二項の附属機関の委員等の費用弁償の額は、府又は大阪市の常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、府及び大阪市が協議して定める額とする。

(支給方法)

第五条 第二条第一項の附属機関の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、規則で定める方法による。

- 2 第二条第二項の附属機関の委員等の報酬及び費用弁償の支給方法は、府及び大阪市が協議して定める方法による。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、第二条第一項の附属機関の組織その他当該附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、第二条第二項の附属機関の組織その他当該附属機関に関し必要な事項は、府及び大阪市が協議して定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成二四年規則第二九一号で平成二四年十一月二〇日から施行)

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。